明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕

○対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務七〇～七三、七五）　三

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同七四）　云

○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（財務・農林水産・経済産業二）　六

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産三七九）　三

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同三八〇～三八五）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三六

特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・記章紛失、特定計量器型式承認関係　三七

地方公共団体
行旅死亡人関係　三七

会社その他
会社決算公告　三七

## 告示

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）第三条第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表第一及び別表第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）と定め、平成二十六年四月一日から適用し、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十年三月内閣府、総務省、厚生労働省、財務省、文部科学省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第一号）は、同日から廃止する。

平成二十六年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

別表第一

一　次に掲げる物の製造業
イ　武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援若しくは捜索を含む。）若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物
ロ　航空機
ハ　人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。以下同じ。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料
ニ　原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質
ホ　イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置
二　前号イからホまでに掲げる物に係る機械修理業
三　第一号イ又はロに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業
四　人工衛星、ロケット又はこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業
五　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二から四までの項に掲げるものの製造業
六　輸出貿易管理令別表第一の五の項（三）、（五）から（八）まで、（十四）、（十六）若しくは（十八）、六の項（一）から（四）まで、（六）若しくは（七）、七の項（一）、（六）、（七）、（九）若しくは（十六）から（十九）まで、八の項の中欄、九の項（一）、（三）若しくは（六）から（十一）まで、一〇の項（一）から（四）まで、（六）、（七）、（九）若しくは（十一）、一二の項（一）、（二）、（五）若しくは（六）、一三の項（五）又は一五の項の中欄に掲げるものの製造業